

北区子ども・子育て支援総合計画 2024（案）に関するパブリックコメント実施結果

1 パブリックコメントの概要

(1) 意見募集期間

令和5年12月11日（月）～令和6年1月16日（火）

(2) 周知方法

北区ニュース（12月10日号）、北区公式ホームページ、北区公式SNS（Facebook、Twitter、LINE）、きたハピモバイル

(3) 案の閲覧場所

子ども未来課、区政資料室、地域振興室、区立図書館、児童館、子ども家庭支援センター及び子どもセンター・ティーンズセンター、北区ホームページ

(4) 意見提出者数：15名（内訳：ホームページ15名）

(5) 意見総数：81件

2 提出された意見の主旨とそれに対する区の考え方

【第1章 計画の策定にあたって】について】

No	意見の主旨	区の考え方
1	「北区子ども・子育て支援計画 2020」の対象期間は「令和2年度から令和6年度まで」であることから、前計画を1年前倒して本計画に引き継ぐ旨の記述が必要ではないか。	ご意見を踏まえまして、第1章①（4）「計画策定の目的」の文中に「北区子ども・子育て支援計画 2020」を1年前倒して改定する旨明記するとともに、これに伴う所要の修正を行うこととします。
2	第1章②「計画の位置づけ」の文中の2つ目の○の記載内容は、区民にとって重要ではない情報が多いので、修正してはどうか。なお、注釈※の記載はすべて不要と思われる。	「計画の位置づけ」については、本計画の根拠法令、策定目的等を区民の皆様等に分かりやすくお伝えする観点から、記載することとしております。
3	第1章②「計画の位置づけ」の中の「北区教育・子ども大綱」の掲載について、「北区教育・子ども大綱」は、令和6年12月頃に期限切れとなるため、1ページも使う必要はないのではないかと。掲載するのであれば、期限切れとなることを明記すべきである。p7の「「北区・教育子ども大綱」（令和元年11月策定）を踏まえて」という記述にも違和感がある。	北区教育・子ども大綱は、北区の教育、学術及び文化の振興と子育て分野の事業に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。したがって、本計画も同大綱を踏まえ策定を行っております。なお、同大綱が対象とする期間については、5年程度を想定していますが、明確な期限を定めたものではありません。ただ上記期間を踏まえ、今後の大綱改定に向け検討していきます。
4	計画の見直しの規定について、「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画等」を別の扱いとしている意義が薄い。単に、「本計画は、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画	基本的指針において「市町村は、教育保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」と明記されている

	の中間年を目処に計画の見直しを行うものとしします。」とすればよい。	ことを踏まえ、本計画においてもそのことを区民の皆様に分かりやすくお伝えする観点から、「子ども・子育て支援事業計画」において「中間見直し」の見通しに係る記載をしております。
5	区民以外もパブコメに意見の提出ができるため、「区民など多くの方から意見をいただきました」などとすべきではないか。	「区民のみなさま等から多くの意見をいただきました」に修正いたします。

【「第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題」について】

6	「北区子ども・子育て支援計画 2020」に掲載されている各種施策の令和5年度末時点での達成状況を本計画に記すべきである。	「北区子ども・子育て支援計画 2020の実績」（次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の実績）及び「北区子どもの未来応援プランの実績」について掲載しております。なお、令和5年度末時点の達成状況は令和6年度に確定することから、本計画への掲載はいたしません。これを踏まえ各種施策の取組に反映してまいります。
7	計画のメインは「（各種調査結果やデータを踏まえて）どのような課題があり、その課題に対応するためにどのような施策を行うか」であるため、調査結果を長々と掲載する必要性は薄い。各政策のページに、「本施策の策定にあたっての根拠データ」といった記載とQRコードを付し、その根拠データにアクセスできるようにすればよい。	本計画には「第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題」の中で「北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果」のうち主なものを掲載しています。これは、「子ども・子育てを取り巻く現状」部分をお示しし、そこから明らかになる「課題」を同時に掲載することで、計画の読み手である区民のみなさま等にわかりやすい計画となるよう検討したものです。

【「第3章 計画の基本的考え方」について】

8	「基本理念」「基本的な視点」「基本方針」があり、さらに計画が3つあり、それぞれの計画に「施策目標」や「基本目標」、「柱」があるという、極めて複雑な体系で、計画全体の整理が不十分のため、抜本的に作り変えるべきである。	本計画は、こども基本法、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の各法律に基づき策定するそれぞれの計画について、子ども・子育て支援を総合的に推進していく観点から、これらの計画を子ども・子育て支援に関する総合計画として一体的に策定するものです。「基本理念」は、本計画のいわば基礎となる考え方です。基本的な視点は、基本理念を前提として本計画の一貫した立場として、「すべての子どもの権利が保障され、「子どもの最善の利益」の実現を目指す」旨を明示しています。これらに基づいて、本計画の施策の方向性を具体的に示すものが「基本方針」です。
9	「基本理念」「基本的な視点」「基本方針」などの整理が不十分である。「基本理念」「基本的な視点」「基本方針」の違いは何か。	「基本理念」は、本計画のいわば基礎となる考え方です。基本的な視点は、基本理念を前提として本計画が貫く立場として、「すべて

	なぜ、3つの概念が必要なのか。また、「子どもの権利の保障」が「基本的な視点」とのことだが、「子どもの権利の保障」を「基本理念」や「基本方針」としてはだめなのか。	の子ども権利が保障され、「子どもの最善の利益」の実現を目指す旨を明示しています。これらを前提として、本計画の施策の方向性を明確に示すものが「基本方針」です。
10	「「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4つの柱とした、子どもの権利を保障することが重要であり、」 「北区では、子どもの権利の保障を基本的な視点とし、すべての施策を展開していきます。」とあるので、この4つを柱として設定し、それぞれの柱に対応する施策を展開すべきであるのに、「基本方針」「施策目標」「柱」が別の項目になっているのはなぜか。	「施策目標」は本計画第4章「次世代育成支援行動計画」におけるもの、「柱」は本計画第6章「子どもの未来応援プラン」におけるものです。
11	「北区子ども・子育て支援総合計画の体系」の図において、「こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」」であることだけを特記するのはなぜか？	基本理念、基本的な視点、及び基本方針並びに次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画及び子どもの未来応援プランを包含する本計画全体が、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」に位置付けられることから、お示しの図となっています。

【「第4章 次世代育成支援行動計画」について】

12	平日の学童クラブにおいて、校庭や体育館で自由に運動する機会を増やしてほしい。	子どもたちの健やかな成長にとって、体育館や校庭を利用して、自由に体を動かすことのできる機会を提供することは重要なことと考えております。子どもたちの安全・安心に配慮しながら、学童クラブがより一層魅力ある育成の場となるよう努めてまいります。
13	学童のおやつをもう少し糖分の少ないものにしてほしい。おやつ費を値上げしてもいいですし、全てではなくとも、健康に配慮したおやつを増やすことを希望する。	学童クラブのおやつについては、発達過程にある低学年児童への補食という考えとともに、児童の生活の場としての楽しみやコミュニケーションのツールとして提供しています。子どもたちの健やかな成長を第一に考え、栄養面・健康面に配慮した対応に努めてまいります。
14	夏休みにおける学童クラブのイベントを増やしてほしい。	学童クラブでは、低学年児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行う場を提供しています。子どもたちの社会性や創造性を育むうえで、より魅力的な活動の場を提供できるよう努めてまいります。
15	学童クラブの環境を整えるために、予算や人をつけてほしい。	学童クラブにつきましては、国が定める運営基準に基づき、必要な指導員や活動場所を十分に確保したうえで運営しております。学童クラブの環境整備に現在も取り組んでいるところですが、子どもたちにとって安全・安心な生活の場を提供できるよう引き続き

		努めてまいります。
16	「子ども条例」ができることはとても良いことであるが、権利だけを主張するのではなく、義務も同時に努めるべきであると教えてほしい。また、子どもは大人、保護者の背を見て育つため、保護者への教育が必要であり、家庭教育が大切である。	ご意見をいただきました「子ども条例」につきましては、「(仮称)北区子どもの権利と幸せに関する条例(案)」として本計画(案)とは別に令和5年12月1日から令和6年1月5日までパブリックコメントを実施したところです。本計画では、「子どもの権利保障に係る普及啓発の実施(ID1-4-1)」により小中学生のほか、大人を対象とした出前講座を行うとしております。こうした事業において、子どもが子どもの権利を知り、また、他の人の権利の大切さについて学ぶ機会が確保されるよう取り組むとともに、保護者など大人を対象とした出前講座を実施し、子どもの権利について学習する機会を設ける等の取組を実施してまいります。
17	計画の目標値について、「推進」という曖昧な表現ではなく、具体的な記載(割合への変更含む)とすべきである。また、目標年度についても令和10年度に固定されているが、この年度にこだわる必要がない項目もある。	本計画における目標設定については、各事業の目的、性質等を検討し、各事業の取組の指標となる表現・数値を採用しております。なお、本計画は令和6年度から令和10年度までの5か年計画であることから、目標の最終年度を令和10年度としております。
18	「SNS 北区ルールの配付」について、現状のルールは小4以上が対象であるが、きたコンは小1～3にも配布されているため、低学年向けのルールも策定すべきである。	SNSにつきまして、きたコンではセキュリティシステム等により制限をかけていること、又SNSは主にスマートフォンでの使用を想定しており、小4以降、スマートフォンを使用する機会が増えるデータがあることから、現状では低学年向けのルール策定は検討しておりませんが、スマートフォンの利用が小3以下へ低年齢化することも十分想定されるため、今後も状況を注視してまいります。
19	「LINE 相談事業」は原則女性に限られているため、男子生徒が相談できない。	区では、国の地域女性活躍推進交付金を活用して、令和4年度より女性のためのLINE相談事業を実施しています。「女性のためのLINE相談TOU(トゥーユー)」との名称で当該事業を周知し実施していますが、男性から相談があった際も女性と同様に対応していますので、男子生徒の皆さんから相談していただくことも可能です。
20	「子どもに対する禁煙・防煙対策」について、以下のとおり修正すべきである。①「18歳未満の子を持つ禁煙治療費助成事業」→「18歳未満の者を含む世帯や妊婦への禁煙治療費助成事業」②現状でも既に上乘せされている(通常は上限1万、妊婦等は上限2万)ので、「助成単価を増額する」→「助成単価をさらに増額する」③「家	区が実施する禁煙治療費助成制度は、禁煙を希望する方に治療費の一部を助成することで禁煙支援を行う制度です。ご指摘のとおり、18歳未満の者を含む世帯の場合は、助成単価の増額を行っております。 ①について、ご意見を踏まえまして、「18歳未満の子を持つ禁煙

	<p>庭内での子どもの受動喫煙を防止」→「家庭内を含めあらゆる場所での子供の受動喫煙を防止」また、学校で勤務者の喫煙率を0%とする目標を設定・追加すべきである。北区内では、小学校の通学路に灰皿が設置され登校中に受動喫煙に晒される事例が発生しているため、「通学路や小中学校・保育施設周辺を禁煙化します」といった記載を追記すべきである。</p>	<p>治療費助成事業については、助成単価を増額する」を「禁煙治療費助成制度について、18歳未満の者を含む世帯の場合は、助成単価を増額する」に修正いたします。</p> <p>②について、同制度が18歳未満の者を含む世帯の場合は、助成単価を上乗せしている旨を説明する記載となっております。</p> <p>③について、同制度が18歳未満の者を含む世帯の場合は、助成単価を上乗せすることで、家庭内での子どもの受動喫煙を防止するための実効性を高めていくことを目的としていることに基づく記載となっております。</p> <p>路上喫煙対策や受動喫煙対策等については、各所管課が関連法令等に基づいて取組みに努めております。いただいた具体的な取組みに関するご意見は参考にさせていただきます。</p>
21	<p>「子ども医療費助成」について、令和5年度に行われた「小児インフルエンザ予防接種助成」を恒久化し、この計画にも盛り込むべきである。</p>	<p>子ども医療費助成制度は、北区に住所を有するお子さんが病院・薬局等で診療や投薬を受ける際に、健康保険の適用される医療について保護者等が負担する自己負担額を区が助成するものです。「小児インフルエンザ予防接種助成」については、現時点で、区の恒久化する制度として位置付ける計画はございませんが、令和6年度は、令和5年度とは方法を変更いたしますが、概ね同等の助成事業を実施する予定です。</p>
22	<p>「東京都北区SDGs推進企業認証制度」について、SDGsにはたばこ規制に関する項目も含まれているので、北区の認証制度に「三次喫煙も含め、従業員が受動喫煙に晒されない職場環境を構築している」といったチェック項目を追加すべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、SDGsのゴール3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」のターゲットに「3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。」が記載されており、職場等の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な措置をとるなども重要な項目と考えます。今後、北区SDGs推進企業認証制度のチェック項目については、一定の期間を設けて見直しを行う予定ですので、全体のバランスも踏まえて検討していきます。</p>
23	<p>「区職員へのワーク・ライフ・バランス推進」については、事業名を「区職員へのワーク・ライフ・バランス及び健康増進の推進」とすべきである。区役所には屋外喫煙所が設置され、職員・利用者が受動喫煙に晒されている現状を踏まえ、事業内容に「また、三次喫煙を含め、あらゆる場所での受動喫煙が根絶されるよう、区が率先して取り組みます」といった記載を追記すべきである。</p>	<p>「区職員へのワーク・ライフ・バランス推進」については、働きながら子育てをする方が安心して、子育てと仕事が両立できる環境をつくるため、区が率先して、職員へのワーク・ライフ・バランスに関する取組を推進することにより、区内事業者等への理解促進を図るというものです。したがって、「区職員へのワーク・ライフ・バランス推進」という名称は適当であると考えております。</p>

24	デート DV 講座について、「交際相手から暴力を振るわれたことがある」が女性の約 6 人に 1 人、男性の 12 人に 1 人（2021 年の国調査）という状況なので、学校からの依頼がある場合のみ出前講座を実施するのではなく、区内全ての児童にその機会が提供されるよう、積極的な講座の実施をお願いする。	区では、毎年度、各学校からの手挙げ方式による出前講座「デート DV 講座」を実施しています。区内の各中学・高校では、学校単位で年間の教育計画を立て、限られた時間の中で計画的に多くの教育活動に取り組んでいることから、全ての学校で一律にデート DV 講座を開催し、生徒の皆さんに受講していただくことは難しい状況です。引き続き、当該講座の周知に努めつつ、各学校からの手挙げ方式により実施してまいります。なお、区では、出前講座「デート DV 講座」の実施と並行して、毎年度、区で作成した中高生向けデート DV 理解促進リーフレットを区立中学 3 年生全員や区内の私立中学校・都立高校・私立高校に配布する等、若い世代へのデート DV の啓発に取り組んでいるところです。今後も、出前講座の「デート DV 講座」をはじめとする、デート DV 啓発事業を継続実施してまいります。
25	スクールソーシャルワーカーの配置について、不登校児童が増える中、勤務日数の限られた非常勤職員では対応しきれないのので、常勤の採用を望む。	児童・生徒の不登校の増加に早急に対応するため、区独自で全中学校区に各 1 名を配置しているスクールカウンセラーとの連携によるサブファミリー単位の支援体制の構築を目指しています。勤務日数や雇用形態については、各学校の状況、特別区の人事制度なども踏まえつつ、より効果的な運用となるよう検討していきます。
26	専門相談事業（子ども家庭支援センター心理相談）について、相談に応じるだけでなく、暴力・ネグレクトなどの「虐待」に無自覚な保護者に対して、家庭訪問や家事支援など継続的な対策、臨機応変に動くことができる仕組み作りをお願いしたい。	専門相談では、来所相談に加え、必要に応じて地区担当ワーカーと同行訪問を行います。子育て家庭に対し虐待予防の視点を持ちながら状況に応じて相談支援及び家庭支援事業等サービスの提供ができるよう、関係機関との連携を図りながら取組を進めてまいります。
27	「子どもの安全を確保する活動の推進」について、学校や保育園周辺にいる喫煙者を取り締まる政策を追記すべきである。灰皿設置を行っている事業者や路上喫煙者に対して直接注意・警告を行う必要がある。学校周辺の喫煙者を取り締まる対応をするべき。	子どもの安全を確保する活動の推進として、子どもを事故や犯罪から守るための各種事業の実施を計画しております。路上喫煙対策や受動喫煙対策等については、各所管課が関連法令等に基づいて取組みに努めております。いただいた具体的な取組みに関するご意見は参考にさせていただきます。
28	「児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援」について、子どもを（三次喫煙を含め）受動喫煙に晒すことは児童虐待のため、「三次喫煙を含め、子どもを受動喫煙に晒すことは児童虐待であり、家庭・学校・地域などあらゆる場所から子供への児童喫煙を排除するため、学校や保育施設周辺での喫煙を罰則付きで禁	児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与える重大な権利侵害であり、だれであっても、どのような理由があってもしてはなりません。路上喫煙対策や受動喫煙対策等については、各所管課が関連法令等に基づいて取組みに努めております。いただいた具体的な取組

	止するとともに、それらの施設で働く者には禁煙を義務付け、訪問者についても喫煙後1時間は施設への立ち入りを禁止します。また、家族に子供がいる場合は喫煙してはならないというのが大前提であり、喫煙者には自動相談所等から警告を行います。」といった趣旨の取組・事業を追記すべきである。	みに関するご意見は参考にさせていただきます。
29	「就学援助」は既存事業であるため、「主要事業」とするならば、今までと何が違い、今後はさらにどこを重視するのかを記載すべきである。また、特段何もかわらないように読めるので、「推進」とするには違和感がある。	就学援助は、学校教育法第19条の趣旨に則り、経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者を支援する制度であり、本計画の基本理念「すべての子どもが自分らしく輝き健やかに成長できるように子どもの育ちを支援するまち」を実現するための「生活困窮家庭への支援」において、欠かすことのできない主要な事業であると認識しています。生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる、いわゆる「準要保護者」に対する就学援助については、各自治体が制度内容を定めて実施しており、北区ではこれまで、生活保護制度の見直しや税制改正の影響なども踏まえながら、必要な制度の見直しを図ってまいりました。今後も社会経済状況に応じた適切な制度運用に努め、困難を抱える子育て家庭への支援を推進してまいります。
30	第4章について、「子ども・子育て支援事業計画」か「子どもの未来応援プラン」にも事業がある場合に対応するID番号が付されているが、計画を一体に作成すれば不要ではないのか。そもそも本計画は、「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」「子どもの未来応援プラン」の3つを一体的に作成したとしているにもかかわらず、実際には個別に作成された計画を第4章、第5章、第6章でそれぞれ記述しているだけで、一体的になっているとはいえない。	本計画は、こども基本法、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法という異なる法律に基づく計画を一体のものとして策定するものです。それぞれの法律に基づき、策定する目的・内容がそれぞれ異なることから、章を分けて、分かりやすく掲載するとともに、各章における事業にIDを付すことで、各章が一体的に運用できるようにしております。
31	「子どもが権利の主体としての自覚を持ち、その権利が保障されるよう、子どもの権利擁護に関する普及啓発活動を大人、子どもの双方に向けて発信する」ことに賛成です。子どもの権利条約総合研究所の先生に講演会やワークショップの講師・ファシリテーターとして活躍していただきたい。子どもの権利擁護委員と、子どもの権利に関する委員会委員の差異や委員の資格要件や相互の関連について分かりやすく提示してください。これら委員の公募はありますでしょうか。	子どもの権利保障に係る普及啓発につきましては、児童・生徒のほか、地域で子どもに関わる大人を対象とした出前講座の実施のほか、子どもの権利に関する普及啓発活動を展開していく計画です。また、子どもの権利擁護委員とは子どもの権利の侵害に関することについて相談に応じ、助言や支援を行います。一方、子どもの権利に関する委員会は、区における子どもの権利保障の状況等に関して審議等を行うものです。委員に関しては、適切な選定基準などに基づき選定していく考えです。
32	子どもの意見表明・社会参加の機会を保障するために、中学生モ二	いただいたご意見につきましては、参加する子どもたちの意向等

	ター・高校生モニターによるモニター会議、小学生との区政を話し合う会を毎年度実施するとあるが、これでは弱いので、小・中・高校生から公募した委員から成る常設の子ども会議を設けて毎月定例会議を開催し、区政運営に反映させてほしい。	を聞き取りながら、子どもの意見表明権を保障する取り組みの一環として、今後検討を進める中での参考とさせていただきます。
33	子どものネットトラブル等の未然防止を図るため、きたコンやスマートフォンなどの使い方のルールを配布するとともに、ホームページでも公開しますとあるが、配布や閲覧だけでは手薄なため、リテラシー教育を、授業でしっかりと行うべきである。	区では、これまでも情報モラル教育を進めるとともに、あわせて情報活用能力を育むリテラシー教育を行ってきました。引き続き、学習用端末等の取り扱いを含め、関係部署や学校と連携してリテラシー教育を推進してまいります。
34	(4)「子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実」の◆主な取組の1つ目について、「〇子どもが権利の主体であることを子ども自身が自覚し、大人もそのことを理解して、子どもの権利を保障する社会となるように、普及啓発活動を大人、子どもの双方に向けて行います。」に修正してはいかがか。また、2つ目について、「〇子どもの権利擁護委員、子どもの権利委員会を設置して、子どもの権利を保障する仕組み、体制を整えます。」に修正してはどうか。	◆主な取組の1つ目については、「子どもが権利の主体としての自覚を持ち、その権利が保障されるよう、子どもの権利擁護に関する普及啓発活動を大人、子どもの双方に向けて発信します。」と、子どもの権利に関する大人の理解促進についても取り組んでいく旨記載しています。
35	主要事業「子どもの権利保障に係る普及啓発の実施」について、①は、全小中学校に出向いて出前講座を行うのか。また、地域で子どもに関わる大人を対象とした出前講座は、誰を対象としたものか。②は、②普及啓発用 Web ページの制作とともに、紙でのリーフレットも作成してほしい。③として、11/20を「北区子どもの権利の日」として、その前後の期間に、区民全体に向けての講演会や、図書館での特集展示など、子どもの権利についての区民の理解と関心を深める事業を追加してほしい。	①小中学校の児童・生徒の子どもに関する理解促進を図るため、出前講座を実施してまいります。実施方法等については、現在検討中ですが、できるだけ多くの子どもたちに子どもの権利に関して学ぶ機会を提供していきたいと考えております。 ②環境への配慮等の観点から Web ページを主体と考えておりますが、紙のリーフレットにつきましては必要に応じて作成を検討します。 ③11月20日は国連が定める「世界子どもの日」であること、こども家庭庁では11月を「こどもまんなか月間」としていること、さらに、他の自治体等で「子どもの権利月間」として、様々な取組を進めていることなどを参考に、北区としても効果的な啓発に取り組んでいきます。
36	「子どもの権利擁護委員の設置」には、子どもたちが相談しやすくなる工夫が必要である。例えば世田谷区では、子どもたちの応募作品から「せたホッと」と名付け、なちゅというマスコットキャラクター、西東京市では、6年生対象の副読本が作られて「つらい…ときはCPTに相談だ」と呼びかけている。	子どもの権利擁護委員の設置に関して、子どもたちが子どもの権利についての相談をしやすいう、相談窓口の周知、相談しやすい環境づくりに取り組んでまいります。
37	【子どもの意見表明・社会参加の機会】	中学生モニター、高校生モニター及び小学生と区政を話し合う会

	<p>①「中学生モニター、高校生モニター、小学生と区政を話し合う会」について、今のままのやり方では、子どもが主体とは言いがたく、子どもの権利についての視点が弱いため、制定される「子どもの権利と幸せに関する条例」の趣旨にそうように改善、「子ども会議」の新設をお願いしたい。(担当課は区長室ではなく子ども未来課が適している)</p> <p>②子ども会議は、今のよう、小学生、中学生、高校生と分けるのではなく、小学校高学年から高校生までの異年齢、多世代とする。</p> <p>③また、年に1回とか、夏休みに数回とかではなく、月1回ずつ半年間あるいは1年開催して、常設となるようにする。</p> <p>④そのために、子どもに理解のある専門家のファシリテーターに関わってもらわなければならない。</p>	<p>については、これまでも、区における子どもの意見等を求める会議として、参加する子どもたちの自主性・自発性を尊重して運営してまいりました。引き続き、子どもが主体的に会議に参加できるよう工夫してまいります。現時点で、既存の子どもの意見等を求める会議とは別の会議体を設ける計画はございませんが、会議を行う中で、どのような形が子どもたちにとって最善の形かという部分は常に検証しながら取り組んでいきたいと考えております。</p>
38	子ども会議を常設してほしい。	
39	<p>(5)こころとからだの健全な成長への支援の主要事業で、「人権教育の推進」にある「人権教育研修」の取組は、その前の(4)の取組にも入れてほしい。また、以下のとおり、修正してほしい。</p> <p>「小・中学校においての人権教育の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を行うことにより、子どもたちの人権に関する知的理解や、LGBT 等も含め多様性を尊重するなど自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身につけられるようにします。」</p>	<p>①お示しの「(4)子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実」は、子どもの権利を区がどのように守っていくかという視点に沿った施策です。一方、「(5)こころとからだの健全な成長への支援」は、子どもたちの心の成長への支援に関する施策群です。</p> <p>②「LGBT 等も含め多様性を尊重するなど」の部分は、「性の多様性への理解促進 (ID1-5-19)」として別に定めております。</p>
40	「プレーパーク事業」について、子どもたちの居場所として位置づけられているが、子ども条例が制定され、また、不登校の子どもたちが激増しているため、「推進」とする中味、必要とされている意味を丁寧に考えていただきたい。	プレーパーク事業 (ID1-5-1) については、子どもの居場所づくりの一つとして主要事業として位置付けており、これまでの取組に引き続き、子どもが自由にのびのびと過ごせる居場所づくりを推進していきます。なお、「子ども条例」につきましては、「(仮称)北区子どもの権利と幸せに関する条例(案)」として本計画(案)とは別に令和5年12月1日から令和6年1月5日までパブリックコメントを実施したところです。
41	家庭ごとに寄り添った支援を考えてほしい。	本計画は、基本方針の一つとして「”すべて”の子育て家庭への支援」「”まちぐるみ”での子育て支援」を掲げています。どのような家庭でも取り残されることのないよう取り組んでまいります。

【「第5章 子ども・子育て支援事業計画」について】

42	保育園や学童については、赤羽・王子・滝野川の区域内であっても	子ども・子育て支援法第60条の規定に基づく「教育・保育及び地
----	--------------------------------	--------------------------------

	自宅近隣以外では利用困難である。すべての事業について北区全域を1区域とし、それぞれの事業ごとに、「区全体としては見込み量が確保できていても、実際には近隣以外の施設を利用することは困難であるから、さらに需要動向の調査や調整に努める」といった記載にするのがよいのではないのか。	域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本的指針」といいます。）に基づき、区における地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを総合的に勘案した上で、保育及び放課後児童健全育成事業については、赤羽区域、王子区域及び滝野川区域の3つの区域設定を行っております。
43	p180以下の表にある「確保方策」とは、(必要な量を)確保するための方策・手法という意味だと解釈でき、数値を記載するのは不適切ではないか。数値を記載するのであれば、「確保予定数」とすべきである。	基本的指針では「各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項」と定められており、ここでいう確保の内容について、事業ごとの内訳及びその見込み数を合わせて確保方策として記載しております。
44	第5章③人口推計における、見出しやグラフのタイトルを「人口推計」ではなく、「11歳以下人口」とすべきである。	グラフのタイトル「図 人口推計」について、「図 人口推計(0歳から11歳まで)」に修正いたします。
45	第5章⑤(2)幼稚園 認定こども園(教育利用分)の各年度ごとの表中各年度の欄「幼児期の学校教育の利用希望が強い」は、「幼児期の学校教育の利用希望が強い方」と記載すべきではないのか。	ご意見を踏まえ、「幼児期の学校教育の利用希望が強い」は、「幼児期の学校教育の利用希望が強い方」と修正いたします。
46	「1人あたりの平均受診回数(実績)を乗じて算出。」とあるが、さまざまな理由で受診していない妊婦がいることが想定されるため、実績平均よりも若干多めに見積もるべきである。	量の見込みは、予測妊婦数×平均受診率で設定しています。この予測妊婦数について、実際に出産に至る方(健診をフルに受診する方)たちの実績よりも多く設定しています。そのことにより、最終的な量の見込みは実績よりも大きめに設定されています。なお、家庭環境等にかかわらず、必要な受診ができるように支援すべきであることは、ご意見のとおりです。区として、全ての妊婦が必要な健診を受けられるように引き続き支援してまいります。
47	(8)一時預かり事業について、「トワイライトステイ」の文言があるが、トワイライトステイ事業は廃止になったのではないのか。	子どもトワイライトステイ事業は、令和4年度に子どもショートステイ事業に組み入れられたため、ご指摘のとおり、当該記載は削除いたします。
48	「保育園一時預かり」と「ファミサポ」は趣旨は似ているとしても、内容はかなり異なっている制度であり、まとめてよいのか。	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づく分類となっております。
49	①「病児病後児保育事業」について、「居宅訪問型病児・病後児保育事業については、病中における施設往來の負担にも配慮し、補完的な制度として継続していきます。」とあるが、病中における施設往來の負担があるのは居宅型(シッターが自宅に来る)ではなく施	①「居宅訪問型病児・病後児保育事業」については、病中における施設往來の負担がある場合等に、居宅において利用できる制度として、そのような記載となっております。 ②「病児病後児保育事業」の「量の見込み」については、区におい

	<p>設型（病児が施設に行く）ではないのか。</p> <p>②また、見込み数は居宅型と施設型の合計であるとする、施設型は物理的に保育する場所を区が確保する必要があるのに対し、居宅型は実施事業者に対して区が補助金を支給するのだと思われ、内容が大きく異なり単純に合計するのは不適切なのではないか。</p>	<p>では、居宅訪問型の利用実績が少なく、病院・保育園等に付設された施設（施設型）での利用がほとんどであるという実績を踏まえ、施設型のニーズ量を基に定めております。</p>
50	<p>第5章の6（11）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）のページにおいて、「放課後子ども教室（一般登録）」という用語に説明が必要ではないか。現状の記載であると「学童クラブ」＝「放課後子ども教室（一般登録）」であるとも解釈できる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、同ページに下記の記載を追記します。</p> <p>「一般登録」では、小学校1～6年生のすべての児童を対象に、平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供しています。</p>
51	<p>区立保育園や幼稚園など、一時期の入園児減少だけで閉園をせず、人口が増えた時に備えていつでも受け入れられる体制を残しておいてほしい。</p>	<p>令和5年4月期の保育園入所における待機児童は解消されましたが、人口の推移、マンション開発の動向等を踏まえ、中長期的な視点に立って、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析します。その上で、保育施設の配置や受け入れ可能児童数について今後の対応を検討してまいります。</p> <p>区立幼稚園については、幼稚園審議会において、「極端な小規模化・少人数化は集団生活の場としての幼稚園本来の役割低下から問題である」という答申が出されたことを踏まえ、一定の学級編制基準を定め、基準を下回った園を休園・閉園としてきました。また、多様な区民ニーズに応え、就学前教育・保育のさらなる充実を図るため、既存の区立幼稚園を、幼稚園機能、保育園機能、地域の子育て支援機能を併せ持つ「認定こども園」に移行する方針を定め、現在、区内2園目となる区立認定こども園の開設準備を進めています。今後も、私立園への支援等も含めた、区内の就学前教育・保育の充実のための取組みを推進してまいります。</p>

【「第6章 子どもの未来応援プラン」について】

52	第6章に記載されている各施策は「次世代育成支援行動計画」か「子ども・子育て支援事業計画」に盛り込まれている事業の再掲であるため、第6章自体が不要である。「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」は、「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」に引き継ぎました」としてはいいかがか。	本計画は、北区子どもの未来応援プラン（平成29年3月作成）から引き続き、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するため、「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」と一体をなすものとして、「第6章 子どもの未来応援プラン」として統合するものです。第6章には独自の指標として北区の子どもの貧困に関する指標を設けており、区における貧困対策の指標としております。
----	---	--

【「資料編」について】

53	資料編③における「第5期（令和5年4月1日～令和5年7月31日）令和5年度」という記載について、「令和5年度」となっているが、令和5年度の途中までで終わっている。	北区子ども・子育て会議の第5期委員の任期は令和5年7月31日までとなっております。したがってそのような記載となっております。なお、第6期委員の任期は令和5年8月15日から令和7年8月14日までとなっており、資料編③にその旨も記載しております。
54	子どもの権利条約について、省略されている条文の取捨選択理由が不明である。第41条まではすべて記載でよい。また、条約の原文には、「第1条（児童の定義）」の（児童の定義）といった括弧の記載はない。	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）については、『すべての子どもの権利が保障され「子どもの最善の利益」の実現をめざす』という本計画の基本的な視点との関係においても、子どもの権利保障に関する重要な条約であると認識しております。ご意見を踏まえまして、第41条までは全文を掲載することとします。なお、区民の皆様には条文の趣旨を分かりやすくお示しする観点から、条文に見出しを付しております。

【計画全体について】

55	「(仮称)北区子ども・子育て支援計画 2024」と「北区教育ビジョン 2024」は相互に密接に関連するため、パブリックコメントは、一体として実施すべきである。そのため前者に寄せられた意見であっても、後者に関わるものについては、後者への意見として対応すべきである。	本計画は、こども基本法、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の各法律に基づき区が策定すべきそれぞれの計画について、子ども・子育て支援を総合的に推進していく観点から、これらの計画を子ども・子育て支援に関する総合計画として一体的に策定するものです。なお、「北区教育ビジョン 2024」（案）
56	「北区教育ビジョン 2024」と「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」は重複している項目が多いので、統合すべきである。	は、教育委員会が重点的に取り組むべき教育に関する施策の基本的な方向性と主な施策を示すものであることから、パブリックコメントについては本計画とは別に実施しております。一方で、両計画は、相互に関係が深いものであるため、これらを合わせて「北区子どもしあわせプラン」として連携しながら推進してまいります。

57	日本版 DBS の導入ができるまでは、犯罪歴がある人間を子どもと関わる仕事に就かせないよう規則を作ってほしい。	子どもに接する仕事に就く人に性犯罪歴がないことを確認する制度「日本版 DBS」については、現在国において議論が進められているものと承知しております。区における子どもに関する施設の職員等の任用等の制度の運用については、各任用権者において、国等の動向その他社会的な状況等も注視しながら適切に運用を行ってまいります。
58	本計画には、デジタル化、ICT活用などの施策がなrandeいるので、本計画書自体にも最新データにアクセスできるよう QR コード、ウェブページの作成や、そもそも紙媒体ではなく、電磁媒体をメインとして作成してはどうか。	区では基本計画・中期計画等をはじめとした区政方針に係る計画等について、デジタルデバインドに繋がることがないよう、あくまで現状の紙媒体での掲載をメインとし、ホームページにも同内容を掲載する方針に変更はございません。
59	15 年前に策定された「北区中高生世代夢構想」があるが、実質的に意義が終了したものをいつまでも残しておくのは無駄であるから、本計画に「北区中高生世代夢構想（平成 20 年 12 月）については、その趣旨を本計画に引き継ぐ」といった内容の記載をすべきである。	「北区中高生世代夢構想」については、東京都北区中高生夢構想検討委員会により平成 20 年 12 月に策定されたものです。この構想による提言内容については、「北区次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成 22 年度～平成 26 年度）」の策定の際に生かすこととしました。
60	川崎市の夢パークや、世田谷区の複数のプレーパークの立地や運営方法を参考に、北区内にもまず 2 か所設け、徐々に増やしてほしい。	現在区では、プレーパークを実施する団体と連携し、不特定多数の子どもや大人を対象とし、区内公園等において、プレーパーク事業として泥んこ遊び、水遊び、穴掘り、焚き火、かまど料理、釘刺し遊びなど自由に遊ぶことができる場を提供しています。今後も、子どもがのびのびと自由に遊ぶことができる居場所づくりに努めてまいります。
61	発達障害の子どもに対する個々の状況に応じた支援として、校内の空き教室で巡回指導員が実施する取り出し授業が子どもたちの間で好評のため、この成功要因を分析し、より拡大発展させてほしい。	特別支援教室（巡回指導）は、授業中に特別支援教室で、児童・生徒に対し、個人の教育計画に基づき実施する教育活動です。利用するためには、校内委員会を経て、特別支援委員会で決定しています。子どもにとって、最適な学びの方法がどのようなものか、個別性を考え、保護者、本人の意向も踏まえたうえで調整していきます。

62	子どもの成長過程において政治教育の充実を強化/推進していくべきである。具体的な施策としては笑下村塾の「笑える政治教育ショー」などの取組みを北区でも取り入れて欲しい	学習指導要領にのっとり、我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、思考力、判断力、表現力を育成することができるよう教育を実施しております。今後も学習指導要領を踏まえた上で各学校において、引き続き、政治教育を推進してまいります。ご紹介のありました「笑える政治教育ショー」の取組につきましては、今後も区において、子どもたちに必要な資質・能力を身に付けさせていく上での参考とさせていただきます。
63	パブコメについて、同時に教育や防災などのパブコメがあり、なかなか読みこめないのが、ヘルシータウンのように、公聴会をやっていたらいい。	ご意見を踏まえ、パブリックコメントの実施時期、周知方法等を検討させていただきます、今後の参考とさせていただきます。

【誤記、体裁等】

64	P.96「児童の権利に関する条約※」の「※」はどういう意味か。	ご指摘の箇所は、不要な記号であるため、削除いたします。
65	p162「ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業」の行の「関連計画施策 ID」の欄のIDという記載が抜けている。	ご指摘のとおり修正します。
66	p112以下の表の「関連計画施策 ID」欄の記載について、1ケタの数字が半角だったり全角だったりしている。	ご指摘の箇所を含め、表記について統一するよう修正します。
67	p161など、ID番号の記載箇所について、スペースの都合で改行するのであればID番号の途中で改行するのではなく、ID番号の前で改行すべきである。	ご指摘の箇所を含め、改行箇所について、調整いたします。
68	p123「家庭教育力向上プログラム」担当課部分の最後の「・」が不要である。	ご指摘を踏まえ、当該部分は削除します。
69	p105表の見方（の左側）について、「⇒★未来応援プラン ID O」ではなく「⇒★未来応援プラン IDO-O」、「⇒★IDO」も「⇒★IDO-O」となる。	ご指摘を踏まえ、「⇒★IDO-O-O」と修正します。
70	p108「ICT」という単語について、2か所だけ半角になっている。	ご指摘を踏まえ、「ICT」という単語について、全角に統一します。
71	p137一番下にある線は不要である。	ご指摘のとおり、削除します。
72	p143「地域育て合い事業」の事業番号が四角で囲まれていない。	ご指摘のとおり、修正します。

73	p107 表の事業名のIDの部分、再掲の場合に「ID」をつけずに番号のみ記載している箇所と、「ID」という記載+番号という記載が複数ページにて散見される。	ご指摘を踏まえ、表記等を確認の上、修正いたします。
74	p185 表の「関連計画施策 ID」の部分、1行目と2行目だけ他とフォントが違う文字がある。	ご意見を踏まえ、ご指摘の箇所を含め、フォント調整を行ってまいります。
75	p177「本計画」とは、「子ども・子育て支援事業計画」のことか。そうであれば、p6の「「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」(以下「本計画」といいます。)」という記載と不整合である。	「本計画」は「この事業計画」に修正します。
76	p183 表の右上の(人)が表と重なっている。	ご指摘を踏まえ、修正します。
77	p202「柱」「施策」の部分の2行に渡る場合のインデントがそろっていない。	
78	p201、p203「本計画」とは、「子どもの未来応援プラン」のことか。そうであれば、p6の「「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」(以下「本計画」といいます。)」という記載と不整合である。	p.201は「本計画」は総合計画を指しております。
79	p221 下表の(2)(仮称)北区子ども条例」に関する事項についてという記載部分、(2)の後ろに、前括弧「が必要である(5箇所)。また、「議事」の部分、2行にわたる場合のインデント、年月日の1桁数字の半角・全角が不そろいである。	ご指摘のとおり修正します。 また、ご指摘の部分にかかわらず、本計画全体で同様の箇所がないか確認してまいります。
80	p223「平成元年(1989年)に国際連合が採択。日本は平成6年(1994年)に批准、平成6年5月22日に発効。」の位置がズれている。	ご指摘を踏まえ、修正します。
81	1桁の数字が半角だったり全角だったりして不整合。たとえば、p6の「令和5年」と「令和6年」	ご指摘の箇所を含め、統一した表記としてまいります。

北区子ども・子育て支援総合計画 2024(案)のパブリックコメント実施時点からの修正箇所一覧

全体的な修正点（主なもの）

修正内容
文章表現を最新のものに時点修正
他の関連する計画の修正に合わせて、事業名や内容を修正
誤字脱字等の修正及び文章表現・書式の体裁等に関する軽微な修正（個別の修正箇所では記載を省略します。）

個別の修正箇所

頁	修正前	修正後
6	○こうした経緯を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を引き続き推進するために「北区子ども・子育て支援計画 2020」及び令和5年度末を計画年度とする「子どもの貧困対策に関する計画（北区子どもの未来応援プラン）」の改定し、これらを統合し、「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。	○こうした経緯を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を引き続き推進するために「北区子ども・子育て支援計画 2020」の当初計画期間を1年前倒しで改定するとともに、令和5年度末を計画年度とする「子どもの貧困対策に関する計画（北区子どもの未来応援プラン）」を改定し、これらを統合し、「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。
11	○計画策定にあたり、計画の案を区ホームページに掲載し、令和5年12月11日から令和6年1月16日までパブリックコメントを実施し、区民のみなさまから意見をいただきました。	○計画策定にあたり、計画の案を区ホームページに掲載し、令和5年12月11日から令和6年1月16日までパブリックコメントを実施し、区民のみなさま等から多くの意見をいただきました。
124	性に関する適切な教育の実施 [教育指導課]	心と体を守るための性教育の実施 [教育指導課]
126	児童・生徒が抱えるいじめや不登校、家庭環境等の様々な課題の未然防止や早期発見、早期支援のため、スクールソーシャルワーカーの配置を全中学校区に各1名へと拡充し、学校や児童・生徒の生活圏内の社会資源との連携した支援の充実を図ります。更に、区独自	児童・生徒が抱えるいじめや不登校、家庭環境等の様々な課題の未然防止や早期発見、早期支援のため、スクールソーシャルワーカーの配置を全中学校区に各1名へと拡充し、学校や児童・生徒の生活圏内の社会資源との連携した支援の充実を図ります。更に、区独自

頁	修正前	修正後															
	<p>で全中学校区に各1名を配置しているスクールカウンセラーとの連携によるサブファミリー単位の支援体制を構築することで、地域における一体的かつ継続的な支援の充実を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="300 395 1149 560"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値（令和5年度）</th> <th>目標値（令和10年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクールソーシャルワーカーの配置拡充</td> <td>推進</td> <td>全中学校区に1名配置</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）	スクールソーシャルワーカーの配置拡充	推進	全中学校区に1名配置	<p>で全中学校区に各1名を配置しているスクールカウンセラーとの連携によるサブファミリー単位の支援体制を構築することで、地域における一体的かつ継続的な支援の充実を図るとともに、スーパーバイザーの配置によりスクールソーシャルワーカーの資質向上を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="1184 395 2033 667"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値（令和5年度）</th> <th>目標値（令和10年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクールソーシャルワーカーの配置</td> <td>推進</td> <td>拡充</td> </tr> <tr> <td>サブファミリー単位の支援体制の構築</td> <td>二</td> <td>推進</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）	スクールソーシャルワーカーの配置	推進	拡充	サブファミリー単位の支援体制の構築	二	推進
主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）															
スクールソーシャルワーカーの配置拡充	推進	全中学校区に1名配置															
主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）															
スクールソーシャルワーカーの配置	推進	拡充															
サブファミリー単位の支援体制の構築	二	推進															
131	<table border="1" data-bbox="300 727 1149 879"> <tr> <td>病児・病後児保育（利用料金助成型） [保育課] ID2-1-18</td> <td>ベビーシッター事業者が実施する居宅訪問型の病児・病後保育サービスを利用した際、その利用料金の一部助成を実施します。</td> </tr> </table>	病児・病後児保育（利用料金助成型） [保育課] ID2-1-18	ベビーシッター事業者が実施する居宅訪問型の病児・病後保育サービスを利用した際、その利用料金の一部助成を実施します。	<table border="1" data-bbox="1184 727 2033 986"> <tr> <td>ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） [保育課] ID2-1-18</td> <td>一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、利用料金の一部を助成します。 また、病中における施設往來の負担に配慮した居宅訪問型の病児・病後保育利用者への保育需要にも応えます。</td> </tr> </table>	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） [保育課] ID2-1-18	一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、利用料金の一部を助成します。 また、病中における施設往來の負担に配慮した居宅訪問型の病児・病後保育利用者への保育需要にも応えます。											
病児・病後児保育（利用料金助成型） [保育課] ID2-1-18	ベビーシッター事業者が実施する居宅訪問型の病児・病後保育サービスを利用した際、その利用料金の一部助成を実施します。																
ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） [保育課] ID2-1-18	一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、利用料金の一部を助成します。 また、病中における施設往來の負担に配慮した居宅訪問型の病児・病後保育利用者への保育需要にも応えます。																
153	園児・児童・生徒に安心安全でおいしい給食を提供するため、	園児・児童・生徒に安全安心でおいしい給食を提供するため、															
153	18歳未満の子を持つ禁煙治療費助成事業については、助成単価を増額する	禁煙治療費助成制度について、18歳未満の者を含む世帯の場合は、助成単価を増額する															
177	本計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を3つの区域（赤羽地域、王子地域、滝野川地域）に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。	この事業計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を3つの区域（赤羽地域、王子地域、滝野川地域）に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。															
178	図 人口推計	図 人口推計（0歳～11歳）															

頁	修正前	修正後
183	幼児期の学校教育の利用希望が強い	幼児期の学校教育の利用希望が強い方
192	○幼稚園以外（保育園の一時預かり保育・緊急保育、ファミリー・サポート・センター事業(就学前)、トワイライトステイ)	○幼稚園以外（保育園の一時預かり保育・緊急保育、ファミリー・サポート・センター事業(就学前)）
194	○平成 27 年度に開始した居宅訪問型病児・病後児保育事業については、病中における施設往来の負担にも配慮し、補完的な制度として継続していきます。	○平成 27 年度に開始した居宅訪問型病児・病後児保育の利用支援については、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を継続することにより実施してまいります。
195	○小学校4年生以上の児童については、一般登録で対応していきま す。	○小学校4年生以上の児童については、一般登録（※）で対応して いきます。 <u>（※）「一般登録」では、小学校1～6年生のすべての児童を対 象に、平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、 小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を 提供しています。</u>